

明石市環境基本計画推進パートナーシップ協議会会則

(名称)

第1条 本会は、明石市環境基本計画推進パートナーシップ協議会と称します。

2 本会の愛称は、エコウイングあかしとします。

(目的)

第2条 本会は、市民、市民団体、事業者と市のパートナーシップ組織として明石市環境基本計画と環境関連個別計画を、協働により推進することを目的とします。

(活動)

第3条 本会の目的を達成するため次の活動を実施します。

(1) 明石市環境基本計画と次に掲げる環境関連個別計画（以下「環境基本計画等」といいます。）を推進すること

ア ストップ温暖化！低炭素社会のまちあかしプラン（明石市地球温暖化対策実行計画（区域施策編））

イ つなごう生きもののネットワーク 生物多様性あかし戦略

ウ みんなでつくる循環型のまち・あかしプラン

(2) 環境基本計画等の推進のために市民、市民団体、事業者と市が連携し、協働するネットワークの核となること

(3) 環境基本計画等の推進に必要な啓発、広報を実施すること

(4) その他、必要な活動を実施すること

(会員・会費)

第4条 会員は、本会の目的に賛同して入会した者とし、その区分と会費については、下記のとおりとします。

区分	対象者	会費
個人会員	個人	年500円
団体会員	団体と事業者	年1,000円
賛助会員	本会の目的に特に賛同し、金銭による援助を行う者	年1,000円（1口）

2 本会の入会については、入会申込書によるものとします。

3 本会の退会については、役員又は事務局に対する意思表示によるものとします。また、会則の規定に違反した会員と本会の名誉をき損し、目的に反し、又は秩序を乱す行為をした会員については、役員会の議決により退会したものとみなします。

(役員)

第5条 本会の役員は、総会で承認された者と環境室長とで構成し、以下の職を置きます。

- (1) 会長 本会を代表し、業務を総括します。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長の不在時に、その職務を代理します。
- (3) 会計 本会の会計を担当します。
- (4) 監事 本会の会計を監査します。
- (5) その他必要な職

2 前項の職は、役員（環境室長を除く。以下この条について同じ。）の互選により選任します。

3 役員の任期は2年で、再任もできます。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残りの期間とします。

(総会)

第6条 総会は定期総会と臨時総会とし、会長が招集します。

2 定期総会は、年1回開催し、臨時総会は、必要に応じて開催します。

3 臨時総会はその他、会長が総会の開催を必要とするときに開催します。

4 総会は次の内容について議決・承認します。

- (1) 活動報告、収支決算と監査報告
- (2) 活動計画と収支予算
- (3) 役員の選任について（補欠で選出する役員を除く。）
- (4) 会則の制定と改廃について
- (5) その他、本会の運営と活動に関し重要な事項

5 総会における議決権は個人会員と団体会員が1票を持ちます。

6 総会は議決権を持つ会員の2分の1以上の出席があるときに開会できます。なお、書面、ファクシミリ又は電磁的方法による投票もしくは代理人の出席による議決権の行使をするときは、出席とみなします。

7 総会の議事は、議決権を持つ出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決します。

(役員会)

第7条 役員会は、役員で構成し、必要に応じて開催します。

2 役員会の議事は次のとおりです。

- (1) 本会の活動内容と方向性の検討と決定
- (2) 役員の年度途中の交代に伴う補欠役員の選出

(3) 総会に付議する事項

(4) その他、本会の活動に関する事

2 役員会の議事は、出席した役員の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決します。

(ワーキンググループ)

第8条 本会の活動を円滑に進めるために、環境基本計画等に関するワーキンググループを設けます。

(活動年度・会計年度)

第9条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入で賄います。

2 本会の活動と会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。

(事務局)

第10条 本会の活動と運営に関する事務を担当する事務局を市環境総務課におきます。

(委任)

第11条 この会則に定めていないことで、この会の運営に関し必要な事項は、役員会で定めます。

附 則

この会則は、平成28年5月28日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年5月13日から施行する。